

P T A 規約



江戸川区立小松川小学校

小松川小学校PTA規約

第一章 名称と事務所

第一条 この会は、小松川小学校PTAといい、事務所を小松川小学校に置く。

第二章 目的と活動

第二条 この会は、保護者と教員が協力して、家庭と学校と社会における児童の幸福な成長を図ることを目的とする。

第三条 この会は、前条の目的を達成するために次の活動をする。

- 一、よい保護者、よい教員となるようにつとめる。
- 二、家庭と学校との緊密な連携によって児童の生活を指導する。
- 三、児童をとりまく地域社会の生活環境をよくする。

第三章 方針

第四条 この会は、教育を本旨とする民主団体として次の方針に従って活動する。

- 一、同じ目的を持つ他の団体と協力する。
ただし、他の団体機関の支配干渉は受けない。
- 二、特定の政党や宗教にかたよらず、また営利を目的とするような行為は行わない。
- 三、この会やこの会の役員の名で、公私の選挙の候補者を推薦しない。
- 四、学校の人事、教育課程その他管理には干渉しない。

第四章 会員

第五条 会員となれる者は次の通りである。

- 一、本校に在籍する児童の保護者または保護者の籍のある者。
- 二、本校の教職員（以下教員という）。
- 三、この会の主旨に賛同する者。

ただし、三項に該当する者の入会は運営委員会が決定する。

第六条 会費は、一家庭について月額一口300円（税込）とする。

第七条 会員は、全て平等の権利と義務を有する。

第八条 この会の会員で、公選による公務員は役員となることはできない。

第九条 この会に功績のあった者は、運営委員会の推薦を得て顧問となることができる。

第五章 役員

第十条 この会の役員は次の通りで兼任は認めない。

会長一名（保護者） 副会長（保護者若干名教員一名）

書記（保護者二名教員若干名） 会計（保護者二名教員若干名）

会計監査（保護者二名）

第十一条 役員は、二年を原則とするが、再任（1年毎）を妨げない。

第十二条 会長は、次の職務を行う。

- 一、会務を処理し、本会を代表する。
- 二、総会、運営委員会、役員会、会計監査会を招集する。
- 三、運営委員会の承認を得て、専門委員会及び臨時委員会の正副委員長を委嘱する。

- 第十三条 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
第十四条 書記は、次の職務を行う。
一、総会、運営委員会の議事や、この会の活動に関する重要事項を記録する。
二、記録通信その他の書類を保管する。
三、会長の指示によって、この会の事務を行う。
- 第十五条 会計は、次の職務を行う。
一、総会で承認された予算に基づいて、いっさいの会計事務を処理する。
二、定期総会において、会計監査を経た決算を報告する。

第六章 会計監査

- 第十六条 本会の経理状況を監査するために会計監査を置く。
第十七条 会計監査委員はその年度の会計を監査し監査結果を次年度当初の総会に報告する。

第七章 委員

- 第十八条 この会に次の二つの委員を置く。
常任委員、専門委員
第十九条 各学級の会員中より学級委員を若干名互選し、それぞれ常任委員（一名）
専門委員（若干名）をかねる。
第二十条 委員の任期は一年とする。

第八章 教員

- 第二十一条 教員は、PTA活動において次の役割を果たす。
一、若干名の常任委員を選び運営委員会に加わる。
二、希望する専門委員会に属し、意見を述べることができる。
三、学年集会、学級集会、学年委員会に出席して、一会員として意見を述べたり、学校の立場について話すことができる。

第九章 会計

- 第二十二条 この会の活動に要する経費は会費やその他の収入によって支弁される。
第二十三条 この会の会計は、総会において議決された予算に基づいて行われる。
第二十四条 この会の決算は、会計監査を経て定期総会に報告され、承認を得なければならない。
第二十五条 会計監査は、年二回受けなければならない。
第二十六条 この会の会計年度は、毎年四月一日から始まり、翌年の三月三十一日に終わる。

第十章 総会

- 第二十七条 総会は全会員をもって構成され、この会の最高議決機関であり、会長がこれを招集する。
第二十八条 総会は、定期総会、臨時総会とする。
定期総会は、年二回とし、年度初めと年度末に開催する。
臨時総会は、運営委員会が必要と認めたとき、または会員の十分の一

第二十九条 以上の要求があったとき開催する。
総会は、会員の二分の一以上の出席で議事を開き（委任状を含む）、出席者の過半数で決議する。

第三十条 総会は、次の事項を審議、決定する。
一、事業計画の承認
二、予算の承認
三、次年度役員承認
四、会務及び年次決算の承認
五、運営委員会で処理した事項の報告、または承認
六、その他重要事項

第十一章 運営委員会

第三十一条 運営委員会は、役員、常任委員会・専門委員会正副委員長で構成され、必要に応じて専門委員を加える。

第三十二条 運営委員会の招集は、会長が行い、二分の一以上の出席で議事を開き、出席者の過半数で決議する。

第三十三条 運営委員会は、構成する委員の三分の一以上から要求があれば開かねばならない。

第三十四条 運営委員会は、次の事項を審議または決定する。
一、年間予算の決議
二、補正予算または特別予算並びに決算の決議
三、総会に提出する議案を検討し、提案する。
四、総会その他の会議で決まったことからの実行計画
五、その他総会事項に属さない重要事項

第十二章 専門委員会

第三十五条 専門委員会は、専門委員によって構成され、それぞれの委員会毎に正副委員長を互選し委員長が招集する。

第三十六条 専門委員会は、会員相互の教養を高め親睦を図るための企画運営にあたる。
第三十七条 専門委員会として、厚生、校外生活、すくすく委員会をおく。

第十三章 学年委員会・学級委員会

第三十八条 学年委員会、学級委員会は、その学年、その学級の常任委員、専門委員によって構成され、その学年、学級の常任委員が招集する。

第三十九条 学年委員会、学級委員会は、その学年、学級の会員の意見や希望をまとめる。

第十四章 学年集会・学級集会

第四十条 学年集会、学級集会は、学年または学級毎にその会員によって構成され、会長またはその学年、学級の常任委員が招集する。

第四十一条 学年集会、学級集会の目的は次の通りである。
一、PTAのこと、学校のこと、教育のことについて話し合う。
二、運営委員会、専門委員会で話し合ったこと、その他必要な事柄を会員に知らせる。

三、その他

第十五章 細 則

第四十二条 この会の運営に関する必要な細則は、この規約に反しない限りにおいて運営委員会の議決を経て定める。

第四十三条 運営委員会は、細則を制定または改廃した場合は、その結果を次期総会に報告しなければならない。

第十六章 改 正

第四十四条 この規約は、総会において、出席者の三分の二以上の賛成がなければ改正することはできない。

改正案は、総会の少なくとも一週間前に全会員に知らせておかなければならない。

付 則

- 1、この規約は、昭和五十五年一月の臨時総会で承認され、昭和五十五年一月三十一日より施行する。
- 2、昭和六十二年三月九日臨時総会で一部規約改正、即日施行する。
- 3、平成二年三月年度末総会で一部規約改正、同年四月一日より施行する。
- 4、平成十年三月年度末総会で一部規約改正、同年四月一日より施行する。
- 5、平成十九年二月年度末総会で一部規約改正、即日施行する。
- 6、平成二十二年五月定期総会で一部規約改正、即日施行する。
- 7、平成二十九年二月年度末総会で一部規約改正、同年四月一日より施行する。
- 8、平成三十年二月年度末総会で一部規約改正、同年四月一日より施行する。
- 9、令和二年二月年度末総会で一部規約改正、同年四月一日より施行する。
- 10、令和四年二月年度末総会で一部規約改正、同年四月一日より施行する。

小松川小学校PTA規約細則

第一節 役員及び会計監査の選出

第一条 役員及び会計監査の選出については、選考委員会をもって選出する。

一、選考委員は、学級委員会において選出され、運営委員会の承認を必要とする。

二、選考委員会は、委員の中より、正副委員長を各一名互選する。

三、選考委員会は、次の役員、及び会計監査を選出する。

会長一名、副会長若干名、書記二名、会計二名、会計監査二名
(学校側役員は学校に委任し、選出される)

四、選考委員会で選出された役員候補は、年度末総会において承認を得なければならぬ。

五、選考委員会は、年度末総会において、次年度役員の承認を得て、解散する。

第二条 役員に欠員が生じた場合は、補充する。

一、会長に欠員が生じたときは、副会長の中よりこれを補充する。

二、その他の役員に欠員が生じたときは、会長が推薦し運営委員会の承認を得る。

第二節 総 会

第三条 年度末総会は、次年度役員の承認及び運営委員会において、処理した事項の報告を行う。

第四条 年度当初総会は、会計監査を経た前年度収支決算の承認、及びその年度の予算の承認と、年度活動計画の報告を行う。

第三節 慶弔規定

第五条 慶弔規定は、別に定める。

第四節 回数制運営規定

第六条 回数制運営規定は、別に定める。

第五節 選考委員会運営規定

第七条 選考委員会運営規定は、別に定める。

第六節 すくすくスクールへのサポート規定

第八条 すくすくスクールへのサポート活動をPTA活動の一環と定め、すくすく委員とすくすくスクール保護者ボランティアをおく。

慶弔規定

慶弔については次のように定める。

1、弔慰金

(1) 児童死亡	5,000円
(2) 会員（保護者）死亡	5,000円
(3) 教職員、家族死亡（1親等）	5,000円

2、見舞金

(1) 児童（1週間以上入院、1ヶ月以上病欠）	5,000円
(2) 教職員（1週間以上入院、1ヶ月以上病欠）	5,000円
(3) 会員が天災またはそれに準ずる災害を受けた場合は、役員会において審議して決める。	

3、餞別及び記念品

(1) 教職員の転退職の場合	基本	3,000円
(2年目から1年毎に1,000加算)	最高	10,000円)
(2) 記念品	教職員（1年以上）	
	役員（2年以上）	
	委員経歴（3年以上）	

4、お祝い金

(1) 教職員結婚	5,000円
(2) 教職員子女出産	5,000円

5、以上の慶弔規定について、特別な場合は役員会または運営委員会で審議して決める。

6、本規定は、平成30年4月1日から施行する。

回数制運営規定

1、回数制の目的

- (1) 回数制は、活動への参加意欲を持てるよう、過去の参加状況によってPTA活動への意識を高め、会員がより平等にPTA活動に参加するためのものである。

2、PTA活動に伴うカウント

所 属 名		基本任期	就任回数 カウント	委員長 副委員長
役 員	会長、副会長、書記、会計	2年	/	/
	会計監査	2年	2回	/
専 門 委 員 会	常任委員	1年	1回	同家庭における 以降の委員長・ 副委員長を免除
	厚生委員	1年	1回	
	校外生活委員	1年	1回	
	すくすく委員（1～5年）	1年	1回	
	卒業対策委員（6年）	1年	1回	

※就任回数は1年間活動した際にカウントする

- (1) 回数の管理は役員が行う。
- (2) この回数は状況によって変更される場合がある。
- (3) 個人の回数は公開される事はないが、要望により本人の就任回数を本人にのみ告知する。
- (4) 6年卒業時達成目標回数を一児童につき1回に定める。
- (5) 会長・副会長の再任（1年毎）を妨げない。
- (6) 役員（会計監査は除く）は基本任期満了後、同家庭で本校へ入学する児童に対しての今後一切の委員等は免除とする。（ただし、本人希望の場合は除く）
- (7) 第1子が1年生・末子が6年生・各委員長及び役員経験者・転入生初年度の方は、委員長を免除とする。
- (8) 過去に委員長・副委員長を担当したことがある家庭は、以降（兄弟間の別児童における専門委員就任の際）の委員長・副委員長を免除とする。
- (9) 本年度以前に加算されたポイントは、回数へカウントし直した上で引継ぐ。
- (10) その他例外が生じた場合は、会長判断とする。

3、回数の起算日

- (1) 平成29年度活動から起算する。（令和四年度の6年生が1年生となった年度）
- (2) 一家庭での兄弟間の在籍が続く場合においても、一児童につき1回の就任を目標とする。

選考委員会運営規定

1、選考委員会の構成

- (1) 選考委員会の構成は、退任する役員、副校長、各委員会より選出された選考委員で構成され、オブザーバーとして会長が参加することがある。

2、選考委員会の活動

- (1) 年度の始めに選出された、常任、専門委員会委員（厚生、校外生活、すくすく）より、担当者を決定する。